



平成27年度豊橋市任期付職員 (育児休業代替)

任期付職員(育児休業代替)は、育児休業を取得する職員の代替として勤務する正規職員です。任期が定められていること、育児休業を取得できないことなどを除き、原則として任期の定めのない職員と同様の勤務条件です。最終合格者は、任期付職員採用候補者名簿に登載(登載期間3年)され、職員が育児休業を取得した場合に必要な応じて順次採用されます。

採用予定職種/人員: 和裁教員(家政高等専修学校) / 1人 **給与:** 給料のほか、期末・勤勉手当など各種手当を支給 **募集要綱などの配布:** 各窓口センター、市役所じょうほうひろば(東館1階)、ホームページ(<http://www.city.toyohashi.lg.jp/6760.htm>) など **試験:** 9月27日(日) / 市役所ほか **申し込み:** 9月14日(必着)までに人事課(〒440-8501 住所不要 ☎51・2050)



大清水図書館特設コーナー使用者

大清水図書館(大清水町字彦坂 大清水まなび交流館「ミナクル」内)では、地域の情報発信の場とするため、館内の特設コーナー使用者を募集します。

使用期間: 10月1日(木)～来年3月(1団体1か月(準備片付け含む)まで) **対象:** 市内の学校、自治会、市民活動団体などの活動紹介、施設紹介などの情報を発信したい団体 **特設コーナー概要:** 木とガラス張りの部屋(戸は無し)、約12㎡、書棚6棚 **その他:** 営利または商業宣伝は禁止など制限があります。詳細はお問い合わせください。申し込み多数の場合、抽選となる場合があります **申し込み:** 9月16日までに申請書を大清水図書館※申請書は大清水図書館などで配布 **問い合わせ:** 大清水図書館(☎39・5900)



特設コーナー



認知症座談会

とき: 10月8日(木)午後1時～3時30分 **ところ:** 大清水地域福祉センター(大清水町字大清水) **対象:** 認知症の方の介護者(初参加者のみ) **内容:** 認知症の方を抱える家族同士で介護の悩みなどについて話し合い、講師からアドバイスを受けます **講師:** 伊苅弘之さん(福祉村病院副院長) **定員:** 10人(申込順) **参加料:** 無料 **申し込み:** 10月1日までに住所、氏名、電話番号を豊橋市南部地域包括支援センター(☎25・7100)



禁煙ニコニコプラン・禁煙相談

とき: 9月29日(火)午前9時・10時30分、午後1時30分・3時 **ところ:** 保健所・保健センター(中野町字中原「ほいっぶ」内) **対象:** 市内在住の方 **内容:** 約3か月間で禁煙を目指します。禁煙開始後の辛い症状を上手に乗り切るため、個人に合わせた検査や面接を行います **講師:** 保健師 **定員:** 各6人程度(申込順) **参加料:** 無料 **その他:** 保健師による禁煙相談(無料)を随時受け付けています。詳しくはお問い合わせください **申し込み:** 9月28日までに健康増進課(☎39・9145)

募集

詳細は募集要綱などをご覧ください。



俳画展 展覧作品

とき: 10月27日(火)～11月1日(日)午前9時～午後5時(最終日は午後4時まで) **ところ:** 市民文化会館(向山大池町) **内容:** 一句の俳句を題材に、その句の内容を絵画として表現する「俳画」作品を展示します **出品規定:** 出品は1人2点までとし、未発表の作品に限る。色紙大で、額装 **出展料:** 無料 **申し込み:** 10月15日～17日午前9時～午後5時に要項と作品を市民文化会館※要項は市民文化会館、穂の国とよはし芸術劇場「プラット」、三の丸会館ほかで配布 **問い合わせ:** 市民文化会館(☎61・5111)

暮らし情報

支援・医療



平成27年度 民営児童クラブ利用料助成制度

民営児童クラブに加入している児童の保護者で、一定の要件を満たしている方にクラブ利用料の助成をします。助成には、期間内に申請が必要です。

申請期間: 9月14日(月)～30日(水) **問い合わせ:** 各民営児童クラブ、市役所こども家庭課(☎51・2856)



もう一度働きたいあなたへ 再チャレンジ講座

とき: 10月15日(木)・16日(金)午前9時～午後2時 **ところ:** 豊橋医療センター(飯村町字浜道上) **対象:** 看護師免許所持者で、看護の仕事からしばらく離れている方 **内容:** 医療安全、看護技術、病棟での看護体験など最新の医療現場について学びます **講師:** 豊橋医療センター職員 **受講料:** 無料 **その他:** 託児あり(予約制。無料) **申し込み:** 9月1日～10月13日に豊橋医療センター看護部長室(☎62・0301内線2206) **問い合わせ:** 豊橋医療センター看護部長室、市民協働推進課(☎51・2188)



講演会 就学へのステップのつどい

とき: 10月1日(木)午前10時～11時30分 **ところ:** こども発達センター(中野町字中原「ほいっぶ内」) **対象:** 小学校就学をひかえた発達に心配のある子どもの保護者 **テーマ:** 就学に向けての準備について(6月4日(木)に開催したものと同内容) **講師:** 平田清二(こども発達センター一長) **定員:** 70人(申込順) **参加料:** 無料 **申し込み:** 随時、代表者の住所・氏名・電話番号、参加者全員の氏名を、こども発達センター(☎39・9200 47・0911) hattatsu-center@city.toyohashi.lg.jp ※ホームページ(<http://www.hattatsu-center.jp/>)からも申し込み可



ご長寿のお祝いをお届けします

ご長寿をお祝いして、節目の年を迎えた方々のお祝い(下表)を9月15日(火)～21日(祝)の老人週間の頃にお届けします。

問い合わせ: 長寿介護課 (☎51・2330)

■対象者、祝金などの一覧

年齢区分/生年	祝金など		
	豊橋市	豊橋市社会福祉協議会	愛知県
88歳(米寿)/昭和2年	祝金1万円	きんつば詰め合わせ	—
99歳(白寿)/大正5年	祝い祝詞	きんつば詰め合わせ、手首式血圧計	敬老祝品 ※愛知県より直接配送されます
100歳以上/大正4年以前	祝金3万円	きんつば詰め合わせ、加湿器	—

※市内に居住する満80歳以上のひとり暮らしの方には、豊橋善意銀行から祝品が贈呈されます

※平成27年4月1日～平成28年3月31日に100歳を迎える方には、国から祝状および記念品が贈呈されます



外国人登録証明書の有効期間が満了する特別永住者は、手続きが必要です

外国人登録法が廃止され、外国人登録証明書は「特別永住者証明書」に切り替える必要があります。以下のとおり有効期間が定められていますのでご確認ください。また、有効期限が満了した外国人登録証明書をお持ちの方は、至急、市民課(西館1階6番窓口☎51・2270)で手続きを行ってください。

■外国人登録証明書の有効期間の満了日

対象者	年齢区分	有効期間満了日
特別永住者	16歳以上	外国人登録証明書の券面に記載されている「次回確認(切替)申請期間」の始期である誕生日
	16歳未満	16歳の誕生日

両親が就労、病気などの理由で、来年4月から子どもを市内の保育園・認定こども園に入園させたい方は、入所申込書と支給認定申請書を提出してください。

申込書・支給認定申請書の配布 9月1日から各施設 **申込書・支給認定申請書の提出** 10月1日～7日に入園を希望する施設(施設の一覧はホームページ(<http://www.city.toyohashi.lg.jp/17958.htm>))をご覧ください)

■入園説明会
入園の基準、申込方法、保育料の算定方法などについての説明会を開催します(説明会への参加がなく

ても、保育園・認定こども園の入園手続きは可能です)。

とき 9月14日(月)午前10時～11時30分、午後1時30分～3時 9月16日(水)午前10時～11時30分、9月18日(金)午後2時～3時30分 **ところ** 保健所・保健センター(中野町字中原「ほいご」内) **対象** 来年4月から子どもを市内の保育園・認定こども園に入園させたい方 **申し込み** 不要

「共通事項」その他 幼稚園に入園を希望する場合は、各幼稚園に直接お問い合わせください **問い合わせ** 保育課(☎51・2322)

情報あれこれ



9月10日は「屋外広告の日」です

屋外広告物には人々に必要な情報を提供し、まちに賑わいや活気をもたらす効果があります。しかし、目立つばかりで周辺景観と調和しない広告物や適切に管理されない広告物は、その地域の景観を悪化させたり、安全をおびやかすことがあります。屋外広告物を設置する際には、配置や色彩、大きさなどを周辺環境に調和させるよう心がけましょう。また、設置後も適切に管理し、安全性の確保に努めましょう。

■屋外広告物の景観配慮のポイント

- ・良好な自然景観の中では、視界をさえぎる屋外広告物は設置しないようにしましょう
- ・住宅地では必要最小限の大きさとし、周辺のまち並みとの調和に配慮しましょう
- ・まち並みや建物に調和した広告物の設置は、お店だけでなく、まちの魅力も向上させます

問い合わせ: 都市計画課(☎51・2616)



住民票の写しなどの第三者交付に係る本人通知制度を行っています

住民票の写しや戸籍の証明書などを本人の代理人または第三者に交付したとき、市役所に事前に登録した方に対して、交付した事実を通知する「本人通知制度」を行っています。これにより、住民票の写しなどが第三者などに交付されたことを本人が早期に知ることができます。

登録できる方: 市の住民票または戸籍に記載されている方(過去に記載されていた方を含む) **登録期間:** 登録日から3年間 **通知内容:** 証明書を交付した年月日、証明書の種別および通数、交付請求者の種別(代理人、第三者の別) **その他:** 詳しくはホームページ(<http://www.city.toyohashi.lg.jp/16582.htm>)参照 **登録方法:** 本人確認書類(運転免許証、住民基本台帳カード、パスポートなど)を市役所市民課(西館1階)または各窓口センター **問い合わせ:** 市民課(☎51・2276)